

学生意見箱へ寄せられた意見

令和6年度

件名	内容	回答
深夜の空き教室の解放について	図書館が閉館した時間以降であっても学内の空き教室を開けて、自習スペースといった学習環境を作ってほしい。	図書館閉館時（21:30）以降は教職員がおらず、自習室として空き教室を解放することは運営管理上困難です。
全学講義棟1号館の壁に飾ってある絵について	飾られている理由がわかりません。また、飾られている絵の中には怖い印象を与えるものがあり、取り外して元に戻すことを希望します。	令和4年度から本学教育学部卒業生の絵画作品を学内に展示する「埼玉大学全学舎ギャラリー計画」を始めました。「無味乾燥な現在の学舎環境を、アートでポジティブな創造的空間に変えたい。そして、学生や教員の創造的ポテンシャルを開花させ、快活に学びや教育研究に向き合うことができる学舎にしたい」という趣旨によるものです。 全学講義棟1号館に飾られている絵については、今後、関係者と相談のうえ、対応を検討します。 なお、絵画作品は全て寄贈されたものであり、購入費及び維持費は生じていません。
学内ネットワークや施設整備についての要望	学修環境の整備として、頻繁に発生する学生ポータル機能障害や老朽化した施設の改修について検討ください。	学生ポータルの機能障害の改善については、学内の基幹データの集約や学内外とシームレスに連携可能な新たな教務事務システムを構築し、令和6年10月より運用を開始する予定です。 施設整備については、老朽化が進行している施設の劣化度、重要度などを踏まえ、改修の優先度を決定し、計画的に建物改修を行っています。

件名	内容	回答
<p>埼玉大学構内におけるスズメバチについて</p>	<p>毎年の秋、埼玉大学構内にスズメバチが多数飛んでいます。大学構内に巣があると思われます。去年度は巣の近くにカラーコーンを置いていましたが、それだけでは措置として不十分だと思います。スズメバチは危険な生物であるので、迅速な駆除をお願いします。</p>	<p>毎年、夏から秋にかけて多くのスズメバチの巣が作られ、各部署からの通報に基づいて業者を呼び、撤去作業を行っています。まれに巣の位置が不明だったり、外部から飛来することもあります。飛んでいる蜂を追いかけて駆除するのは非常に難しいです。</p> <p>撤去作業までの間は、コーンを置いて蜂の巣の存在を示すことがほとんどで、その後すぐに蜂の巣駆除業者が来て作業を行います。業者は、蜂が昼間活動し夕方に巣に戻る特性を利用して、学生さんたちがほとんど気づかないうちに撤去作業を進めています。荒天時には作業ができないため、休日に撤去することもあります。</p> <p>なお、去年は、図書館前の林付近で樹液を吸いに来たスズメバチに対処するため、粘着性の罠を設置し、コーンを置いて木に規制線テープを巻き、長期間通行禁止としました。</p>
<p>イルミネーションの設置について</p>	<p>国立大学は、政教分離原則に則り、宗教に対して中立の立場をとる必要があります。にもかかわらず、本学ではクリスマスに合わせて、特定の宗教を想起させるイルミネーションを設置しています。こうした状況は、特定の宗教を優遇していると捉えられるため、政教分離原則に違反する余地があります。本学におかれましては、イルミネーション設置の可否を再考していただきたいと思います。ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>イルミネーションの設置について、地域連携の観点から行っているものであり、特定の宗教を推進する意図はありません。</p> <p>埼玉大イルミネーションは、地域住民や学生が楽しめるよう、季節感を演出するための文化的な活動として実施しています。</p>

件名	内容	回答
<p>トイレの清掃と備品補充について</p>	<p>日々トイレを利用しますが、学部棟ごとに清掃が行き届いているトイレとそうでないトイレがあります。具体的には便器周辺や手洗い場にその差を感じます。</p> <p>トイレを清潔に使うようにする、使用者側の心がけも必要ですが、管理者側の清掃美化はより重要になると考えます。使用者である学生においては、学内設備の維持管理費を支払っているわけですから、トイレを綺麗にしてもらうサービスを受ける権利があるはずで、綺麗なトイレを学内のどこでも利用できるようにするべきだというのが、一点目になります。</p> <p>次に備品補充に関してです。</p> <p>トイレの備品が補充されないのは問題だと思います。それは、感染症予防が不十分になることにつながると思うからです。備品とは具体的に、便座クリーナーと手洗い場の消毒液のことです。どちらもコロナウイルスをはじめとした感染症対策としてトイレに設置されるようになったと記憶しておりますが、感染症予防への意識が薄れてきた現在、その補充が以前のように行われないのはいかなるものかと思えます。これも全てのトイレで起こっていることではありません。私が知っている限りでは、図書館のトイレでそれが起こっています。年始には補充されているだろうと思っていましたが、いまだにトイレクリーナーと消毒液の両方が空のままです。早急に補充をお願いします。</p> <p>以上二点を、トイレを使う人もキレイにする人も気持ちよくあるために、ご対応よろしくをお願いします。</p>	<p>【トイレ清掃について】</p> <p>本学のトイレ清掃については、業者へ外注しており、学生等の利用頻度に応じて、各トイレの清掃回数を定め、清掃終了後は担当職員による検収を行っております。</p> <p>今回のご意見については、清掃契約を担当する職員から清掃業者及び検収担当職員へ伝え、適切に対応するよう指導すると共に、清掃回数に問題がある場合は、回数を増やすなど対応を検討します。</p> <p>【備品補充について】</p> <p>便座クリーナーの補充については、業者等関係者へ補充漏れが生じないよう周知しました。</p> <p>消毒液については、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類感染症に位置づけられたことに伴い、本学では、令和5年5月8日以降、基本的感染対策（マスク着用、手洗い等の手指衛生、検温等）は、個人の判断にて行うこととし、建物入り口、廊下等に設置していた消毒液は撤去しました。</p> <p>なお、図書館の消毒液はコロナ以前から設置しており、今後も継続する予定です。図書館関係者には、今後、消毒液の補充漏れが生じないよう周知しました。</p>

件名	内容	回答
<p>科目等履修生の履修期間延長制度を導入してほしい。</p>	<p>履修期間延長とは現在在籍している科目等履修生が次年度6か月ないし1年間延長で、授業料のみ支払う制度です。 初めて出願するときはやむを得ないですが、直近で在籍している場合、卒業証明書などの出願書類を1年前と同じものを出身大学に手数料を払って取り寄せ埼玉大学へ提出し、入学金と審査料も支払わなければならないのは負担になります。 履修期間延長で次年度授業料のみ徴収する大学は、国立大学では東京学芸大学、電気通信大学、東北大学、新潟大学等多数ありますので、埼玉大学でも検討していただけないでしょうか。</p>	<p>このたびは、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。令和7年度の科目等履修生については、直近のご意見につき、現行制度による募集となりますが、今後、本学においても履修期間延長制度の導入を検討させていただきます。</p>